

この度公布された、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）の概要及び留意事項について通知します。

3文科教第1380号  
令和4年3月18日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市・中核市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市・中核市市長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
附属学校を置く各国公立大学長  
各文部科学省所轄学校法人理事長  
殿

文部科学省総合教育政策局長  
藤原章夫

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布  
について（通知）

この度、第204回通常国会において成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）」（以下「規則」という。）が公布され、法の施行の日（令和4年4月1日）より施行されることとなりました。

規則の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

## 記

### 第一 規則の概要

法に規定するデータベースへの記録及び特定免許状失効者等に対する免許状の授与の実施のために必要な規定を整備し、並びに法の委任に基づき都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであること。

#### 1 特定免許状失効者等に係る通知・報告

(1) 免許管理者は、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効し、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状取上げの処分を行ったときは、その旨を免許状が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者の免許状を授与した授与権者に通知するものとする（規則第1条関係）。

(2) 所轄庁は、教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。（3）及び（4）において同じ。）が、次のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（規則第2条第1項関係）。

① 児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたとき。

② 公立学校の教育職員等であって児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職の処分を受けたとき。

(3) 所轄庁は、国立学校、公立大学法人が設置する公立学校又は私立学校の教育職員等が児童生徒性暴力等を行い、公立学校の教育職員等の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められる事実があると思料するときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（規則第2条第2項関係）。

(4) 学校法人等は、その設置する私立学校の教育職員等について、(2) ①に該当すると認めるとき、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより当該教育職員等を解雇した場合において、当該解雇の事由が(3)に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告するものとする（規則第2条第3項関係）。

## 2 審査会の組織及び運営に関する事項

(1) 審査会の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命することとしたこと。また、委員任期は2年とし、委員は再任可能としたこと（規則第3条関係）。

(2) 審査会に、会務を総理し、審査会を代表する会長を置き、委員の互選により選任することとしたこと。また、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとしたこと（規則第4条関係）。

(3) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととしたこと。また、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見

を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならないこととし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができることとしたこと（規則第5条関係）。

(4) (1)～(3)に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めることとしたこと（規則第6条関係）。

### 3 施行期日及び経過措置等

(1) 規則は法の施行の日（令和4年4月1日）から施行することとしたこと（附則第1条関係）。

(2) 1(1)は、この省令の施行日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状取上げの処分を受けた者については、適用しないこととしたこと（附則第2条関係）。

(3) その他関係省令について所要の改正を行うこと（附則第3条及び附則第4条関係）。

## 第二 留意事項

### 1 特定免許状失効者等に係る通知・報告

(1) 規則第1条又は第2条に基づき通知・報告を行う際には、教育職員等が児童生徒性暴力等に該当する行為を行ったか否か、禁錮以上の刑に処せられた事実が生じたか否か等を十分に確認すること。この確認手段として、本人に対する聞き取り調査のほか、事案に係る裁判の傍聴や刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）に基づく地方検察庁への刑事確定訴訟記録の閲覧請求を行うことが考えられること。

(2) 規則第2条に定める所轄庁による通知又は学校法人等による報告の対象には、免許状を有し、学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含むことに留意すること。「学校において児童生徒等と接する業務に従事する者」については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文科科学大臣決定）（以下「基本指針」という。）第2、2、(2)における「学校において児童生徒等と接する業務に従事する者」に係る記載を踏まえた上で判断されたいこと。

(3) 規則第2条に基づき、所轄庁による通知又は学校法人等による報告を行った場合は、免許法第14条及び第14条の2に基づく通知又は報告を行ったものとみなしてもよいこと。

(4) 規則第2条第2項に基づき、所轄庁より児童生徒性暴力等を行い解雇された者に係る通知を受けた免許管理者においては、通知の内容を踏まえ、当該者について教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第11条に基づく免許状の取上げ処分の判断を遺漏なく行うこと。

## 2 審査会の組織及び運営に関する事項

(1) 規則第3条第1項に規定する「児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者」として、例えば、以下の専門家が該当し得ること。また、文部科学省において、専門家の候補となる者の情報共有等を行う予定であること。

- ① 医療関係者（医師等）
- ② 心理関係者（臨床心理士、犯罪心理学者、スクールカウンセラー等）
- ③ 福祉関係者（社会福祉士、児童相談所関係者、スクールソーシャルワーカー等）
- ④ 法律関係者（弁護士等）
- ⑤ その他（教育関係学者、性犯罪の更生プログラム等に詳しい保護観察官、警察関係者等）

(2) 規則第6条に基づき、都道府県教育委員会規則に定める事項として、例えば、委員の人数、会議を非公開とすること、委員の守秘義務、委員以外の者への意見聴取、議事に利害関係を有する者の取り扱い等が考えられること。

(3) 法の施行の日は令和4年4月1日であり、この施行の日より前に児童生徒性暴力等を行い、施行の日以後に特定免許状失効者等となった者は免許状再授与審査の対象とはならないこと。また、特定免許状失効者等となった者の免許状取得に関しては、例えば、懲戒免職の場合には3年間の欠格期間が生じることを踏まえると、再授与審査が行われるのは定常的には令和7年度以降となるため、審査会の組織及び運営に関し必要な事項について、規則第6条に基づく都道府県教育委員会規則の策定は必ずしも法の施行の日（令和4年4月1日）までに行う必要はないこと。

(別添)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課免許係

TEL：03-5253-4111（内線 3968, 3969）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○文部科学省令第五号

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十三条第二項の規定に基づき、並びに同法第十五条第二項及び第二十二條第一項の規定を実施するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和四年三月十八日

文部科学大臣 末松 信介

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則

（免許管理者による通知）

第一条 免許管理者（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効したとき、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項若しくは第三項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、その旨を免許状が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者の免許状を授与した授与権者（同法

第五条第七項に規定する授与権者をいい、免許管理者を除く。）に通知するものとする。

（所轄庁による通知及び学校法人等による報告）

第二条 所轄庁（大学附置の国立学校（教育職員免許法第二条第三項に規定する国立学校をいう。次項において同じ。）又は公立学校（同条第三項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。以下この条において同じ。）にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の教育職員等にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教育職員等にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（同法第二条第三項に規定する私立学校をいう。以下この条において同じ。）の教育職員等にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあつては、当該指定都市等の長）をいう。以下この条において同じ。）は、教育職員等が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにそ

の旨を免許管理者に通知するものとする（所轄庁が免許管理者である場合を除く。）。

一 児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 公立学校の教育職員等であつて児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職の処分を受けたとき（懲戒免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。

2 所轄庁（免許管理者を除く。）は、国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百零八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）又は私立学校の教育職員等が児童生徒性暴力等を行い、前項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められる事実があると思料するときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする。

3 学校法人等（教育職員免許法第七条第二項に規定する学校法人等をいう。）は、その設置する私立学校の教育職員等について、第一項第一号に該当すると認めたととき、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより当該教育職員等を解雇した場合において、当該解雇の事由が前項に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告するものとする。

(都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員)

第三条 都道府県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の委員は、児童生徒性暴力等に

関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第五条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再

び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聞いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

(雑則)

第六条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定は、この省令の施行の日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状取上げの処分を受けた者については、適用しない。

(文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

第三条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年文部科学省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）	〔略〕	〔略〕	〔略〕
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）	第二、当該指定都市等の	〔略〕	当該指定都市等の長、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三項において同じ。）の設置する私立学校の教育職員等にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）

改正前

第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

教育職員等に 第二、当該指定	高等学校設置 基準（平成十 六年文部科学 省令第二十号）	〔略〕	<p>第六条 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第二 学校法人等 学校設置会社及び学校法人等（ 三項 条第（</p>
	〔略〕	〔略〕		
	〔略〕	〔略〕		
当該指定都市等の長、学校設置非営				

教育職員等に 第二、当該指定	高等学校設置 基準（平成十 六年文部科学 省令第二十号）	〔同上〕	<p>第六条 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第二 学校法人等 学校設置会社及び学校法人等（ 三項 条第（</p>
	〔同上〕	〔同上〕		
	〔同上〕	〔同上〕		
	〔同上〕	〔同上〕		
当該指定都市等の長、学校設置非営				

よる児童生徒条第都市等の  
性暴力等の防一項長)  
止等に関する  
法律施行規則  
(令和四年文  
部科学省令第  
五号)

第二 条第 三項	第二 学校法人等 条第 (	学校設置非営利法人及び学校法人等 (
		利法人(構造改革特別区域法(平成 十四年法律第百八十九号)第十三条 第二項に規定する学校設置非営利法 人をいう。第三項において同じ。) の設置する私立学校の教員にあって は同条第一項の規定による認定を受 けた地方公共団体の長)

(教育職員免許法等の特例関係)

第八条 「略」

第九条 地方公共団体が、法別表第九号の市町村教育委員会による特別  
免許状授与事業を実施するときは、教育職員免許法施行規則(昭和二  
十九年文部省令第二十六号)第七十一条及び第七十二条の規定の適用  
については、同令第七十一条中「教育委員会規則」とあるのは「教育

(教育職員免許法の特例関係)

第八条 「同上」

第九条 地方公共団体が、法別表第九号の市町村教育委員会による特別  
免許状授与事業を実施するときは、当該事業についての教育職員免許  
法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第七十一条及び第七  
十二条の規定の適用については、同令第七十一条中「教育委員会規則」

委員会規則（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則」と、同令第七十二条第三項中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」とし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）第一条、第三条及び第六条の規定の適用については、同令第一条中「いう」とあるのは「いい、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の教育委員会が同法第十九条第一項各号に掲げる者に授与する特別免許状にあつては、その免許状を授与した認定市町村をいう」と、同令第三条第一項中「都道府県教育職員免許状再授与審査会（」とあるのは「都道府県教育職員免許状再授与審査会（構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十二條第二項を読み替えて適用する場合にあつては市町村教育職員免許状再授与審査会。」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会（市町村教育職員免許状再授与審査会にあつては、認定市町村の教育委員会。第五條第三項において同じ。）」と、同令第六條中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（市町村教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営にあつては、当該審査会を設置する認定市町村の教育委員会規則）」とする。

とあるのは「教育委員会規則（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同令第七十二条第三項中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令の一部改正)

第四条 国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令(平成二十七年文部科学省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の読替え)

第四条 特定公立国際教育学校等に関する教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行

規則(令和四年文部科学省令第五号)の規定の適用については、同令第二条第三項中「学校法人等(教育職員免許法第七条第二項に規定する学校法人等をいう。)」は、「とあるのは「国家戦略特別区域法

(平成二十五年法律第一百七号)第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人はその管理を行う同条第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等の教育職員等について、学校法人等(教育職員免許法第七条第二項に規定する学校法人等をいう。)」は」と、「当該教育職員等」とあるのは「これらの教育職員等」とする。